府　令

○内閣府令第七十号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月八日

内閣総理大臣　石破　茂

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第五条　削除	（企画官） **第五条**　安全対策課に、企画官一人を置く。 ２　企画官は、命を受けて、安全対策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
（企画官） **第六条**　総務課に、企画官二人を置く。 ２　［略］	（企画官） **第六条**　総務課に、企画官一人を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和七年七月八日から施行する。

法規的告示

○法務省告示第百七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月八日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～三　（略） 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ロ～ワ　（略） 五～十九　（略）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～三　（略） 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ロ～ワ　（略） 五～十九　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役又は同法第十三条に規定する禁錮に処せられた者に係るこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件第四条第四号イの規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

その他告示

○金融庁告示第六十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

登録番号　関東財務局長（電代）第十号

電子決済等代行業者名　ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都品川区西品川一丁目一番一号

登録年月日　平成三十年十二月二十日

失効年月日　令和七年三月三十一日

○総務省告示第二百五十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年七月八日

総務大臣　村上誠一郎